

議案第134号

松阪市みんなでまちをきれいにする条例の制定について

松阪市みんなでまちをきれいにする条例を次のように制定する。

平成25年11月27日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市みんなでまちをきれいにする条例

(目的)

第1条 この条例は、みんなでこのまちをきれいにするに関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、このまちに暮らす人、働く人、学ぶ人、訪れる人等みんなで協力して、路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止、ごみ類や飼い犬等のふんの適正な処理に取り組むことにより、清潔で快適かつ安全な生活環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の用に供する場所をいう。
- (4) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを所持することをいう。
- (5) 路上喫煙 公共の場所において喫煙することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両（同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号に規定する軽車両並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において喫煙することを除く。
- (6) ごみ類 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、その他これらに類する物及び空き缶、空き瓶、ペットボトルその他飲食後不要となった容器をいう。
- (7) 空き缶等 ごみ類のうち、空き缶、空き瓶、ペットボトルその他飲食後不要となった容器をいう。
- (8) 回収容器 空き缶等を回収する容器をいう。
- (9) 飼い犬等 犬、猫その他の愛玩を目的として飼養される動物をいう。
- (10) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、保健所、国道又は県道の管理事務所その他の行政機関をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的に講じなければならない。

2 市は、このまちをきれいにするため、市民等及び事業者の自主的な参加及び協力を広く求めるとともに、清潔で快適かつ安全な生活環境の実現を目指した活動ができるよう支援しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙（路上喫煙禁止区域を除く。）をするときは、携帯用吸い殻入れを携行し、たばこの吸い殻をこれに収納しなければならない。

2 市民等は、公共の場所において自ら生じさせたごみ類を持ち帰り、又は空き缶等を回収容器に収納しなければならない。

3 市民等は、飼い犬等を散歩させるときは、飼い犬等のふんを処理するための用具を携行し、それを当該用具に入れて持ち帰る等、適正に処理しなければならない。

4 市民等は、このまちをきれいにするため、市が講ずる施策に協力するとともに、日常的な清掃活動、注意喚起及び啓発活動を通じて清潔で快適かつ安全な生活環境の実現に向けて取り組むものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うにあたり、自らが管理する土地又は建物及びその周辺を清潔に保つように努めなければならない。

2 事業者は、このまちをきれいにするため、市が講ずる施策に協力するとともに、日常的な清掃活動、注意喚起及び啓発活動を通じて清潔で快適かつ安全な生活環境の実現に向けて取り組むものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第6条 市長は、市民等の身体又は財産の安全を確保するために特に必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

4 市長は、第1項の規定による指定及び前項の規定による指定の変更又は解除をするときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域内に掲示しなければならない。

(松阪市路上喫煙禁止対策審議会の設置等)

第7条 市長は、禁止区域の指定、変更又は解除について審議するための諮問機関として、松阪市路上喫煙禁止対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、路上喫煙をすることができるものとして、市長が公共の場所を管理する権限を有するものと協議した上で、特に指定した場所においては、この限りでない。

(ごみ類の放置及び投棄の禁止)

第9条 何人も、ごみ類をみだりに公共の場所に放置し、又は投棄してはならない。
(回収容器の設置及び管理)

第10条 容器入りの飲食物を販売(自動販売機による販売を含む。)する事業者は、周辺への空き缶等の散乱を防止するため、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(飼い犬等のふんの放置及び投棄の禁止)

第11条 何人も、飼い犬等のふんをみだりに公共の場所に放置し、又は投棄してはならない。

(関係行政機関への協力要請)

第12条 市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、協力を要請するものとする。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復をするよう指導又は勧告を行うことができる。

(1) 第8条の規定に違反して禁止区域において喫煙した者

(2) 第9条の規定に違反してごみ類をみだりに公共の場所に放置し、又は投棄した者

(3) 第10条の規定に違反して回収容器を設置しない、又は適正に管理しない者

(4) 第11条の規定に違反して飼い犬等のふんをみだりに公共の場所に放置し、又は投棄した者

(改善命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わず、市民等の生活環境を著しく害しているとき、当該勧告を受けた者に対し、必要な改善措置を講ずるよう命ずることができる。

(事実等の公表)

第15条 市長は、前条の規定による改善命令を受けた者が正当な理由がなくその改善命令に従わないときは、当該改善命令を受けた者に意見を述べる機会を与えた上で、その事実及び内容を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、第6条第1項の規定による路上喫煙禁止区域の指定のために必要な準備行為をすることができる。